

東武会 NEWS

東武会NEWS
No.1901
平成19年 1月発行

今月の
トピック

排ガス規制不適合車

大型店に使用削減義務・3大都市圏で環境省 運送業に転換促す



環境省は東京、大阪、名古屋の3大都市圏の大気汚染防止のため、ディーゼルトラックの出入りが多い百貨店、大型スーパーなど荷主企業にも排ガス削減への協力を義務付ける。排ガス基準を満たしていないトラックの利用削減計画を作らせ、遵守しない企業には罰則を検討する。運送業者だけを規制している現行の自動車窒素酸化物(NOx)法の改正案を、近く開く通常国会に提出。2008年にも施行を目指す。併せて環境省はトラックが排ガス基準を満たしていることを示す新たなステッカー制度も導入する。**荷主企業はステッカーの有無をチェックするだけで、運送事業者が計画通りに基準適合車を使っているかどうかを簡単に確認できるようになる。**(日本経済新聞より)

困りごと無料相談会
開催日程
(随時追加予定)

1月20日(土) 9:00~17:30
富士見市民文化会館
1月27日(土) 9:00~17:30
朝霞市栄町市民センター
1月28日(日) 9:00~17:00
新座市民会館
2月17日(土) 9:00~17:00
和光市白子コミュニティーセンター
2月24日(土) 9:00~18:00
志木市民会館パルシティー
3月18日(日) 10:00~17:30
にいざほっとぷらざ
3月21日(水) 9:00~17:30
富士見市民文化会館

専 門 業 務 部 通 信

<建設業務部>

平成19・20年度 入札参加資格審査申請 受付開始～新座市・志木市～

新座市及び志木市では、建設工事・設計調査測量・物品納入等についての平成19・20年度入札参加資格審査申請の受付を下記の日程で行ないます。
平成17・18年度に登録されている事業者の方については、その業者番号により受付日が指定されていますので、注意が必要です。

新座市 2月1日～2月28日
志木市 1月24日～2月9日



<国際業務部>

定住者で入国に留する日系人の入管手続

平成18年3月に定住者告示が改正され、4月から施行されています。定住者として在留している日系人や家族について、入国更新の際に本国からの犯罪経歴証明書の提出が必要です。

対象となる方

日系人、日系人の配偶者、日系人の未成年で未婚の実子、日系人の配偶者の未成年で未婚の実子、中国残留邦人の子孫の方は要問合せ

提出するもの

1. **ブラジル** 連邦警察及び居住していた州の民事警察などの発行する犯罪経歴証明書
2. **ペルー** 国家警察鑑識局犯罪歴証明書発給課が発行する犯罪経歴証明書
3. **フィリピン** 国家警察と国家捜査局が発行する証明書
4. **その他** 提出証明書が決まっているのでお問合せを

<陸運業務部>

IC免許証 スタート！！

平成19年1月4日より

埼玉県警察では、平成19年1月4日以降発行する自動車運転免許証についてICチップを内蔵した「IC免許証」としました。

ICチップ内に個人情報を記録し、その読み取りには「暗証番号」を必要とする為、プライバシーの保護と偽造の防止が図られます。

従来との相違は、暗証番号の設定が必要(任意の4桁2組の数字)

0.26mm厚くなる。
『本籍』の欄が空白となる。
免許の種類別の欄が増える(中型免許制度施行のため)
発行手数料が450円増加する。
などの点です。

詳しくは「運転免許センター」まで
TEL 048-543-2001



結婚契約書

取扱い開始！！

行政書士ネットワーク東武会では、お二人の新たな門出の記念となる『結婚契約書』を作成しております。
ご用命は事務局まで。

東武会

“今月の重点活動”

★ 建設業許可更新
キャンペーン
実施中！ ★

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

「相続・遺言」の出張勉強会開催中！

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします

- 一般・企業向け勉強会
- ・相続・遺言
 - ・独立・開業
 - ・会社の財務
 - ・各種営業許可
- 行政書士向け業務勉強会
- ・相続・遺言業務
 - ・在留資格等国際業務
 - ・産廃許可等環境関係業務
 - ・運送事業関係業務

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



和食を中心とした居酒屋の開業を考えています。15年間レストラン・居酒屋・小料理屋で、調理や接客を将来の独立に備え、学びました。私と家内と従業員を2～3人雇うつもりです。法人設立の方法や、開業にあたって注意する点等ありますでしょうか？



(前回の続き) 前号でご商売について、「人・物・金」のお話をしました。その中で「金」については、経費と売上の試算方法についてご紹介しましたので、今回は「資金調達」についてお話をさせていただきます。

ご商売を始める時、必要資金の全額を自己資金で調達出来れば良いのですが、中々そうも行きません。ここで言う必要資金とは、初期投下資金(設備資金等)と初期運転資金の合計です。開業を考える時初期投下資金には注意が向くのですが、初期運転資金には気がつかないケースがあるので注意が必要です。さて、資金調達ですが、新規開業の場合、資金調達の道は限られてしまいます。ある程度ご商売の実績を創れば、それに伴う「信用」も出てきますが、新規開業の場合そうも行きません。そこで頼りになるのが「制度融資」です。制度融資には国や役所がルールを決めて新規開業者に貸し出す制度がありますので、頼りになります。制度融資の種類としては「国民金融公庫」「保証協会付制度融資」等があり、その他にも、事業所在市区町村の制度を置いてある場合もありますので、研究が必要です。但しどの制度融資を申し込むにしてもある程度詳細な「事業計画書」の提出を求められます。(次号では法人設立についてお話しします)

行政書士ネットワーク東武会

事務局の
ご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net

メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明雄 行政書士 新井 浩
行政書士 関 智一 行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。